

高岡市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震による災害（以下「災害」という。）により市内において損壊した被災家屋等を、当該所有者の申請に応じて市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）をすること（以下「事業」という。）により、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。
- (2) 被災家屋等 次に掲げるものをいう。
 - ア 個人が所有する建物又は中小企業者等が所有する賃貸住宅若しくは事業所等であつて、り災証明書の交付を受け、その被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊とされたもの又はこれに相当する状況と市長が認めたもの
 - イ アに掲げる建物と同一の敷地に附属する損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木（以下「撤去対象物」という。）であつて、当該建物と一体的に解体及び撤去が行われなければ、当該建物の解体及び撤去を実施できないと市長が認めるもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、生活環境保全上の支障を除去するために解体及び撤去が必要であると市長が特に認めるもの

(対象となる被災家屋等)

第3条 事業の対象となる被災家屋等は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体及び撤去の必要があると認めるものであること。
- (2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。
- (3) 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体及び撤去をする必要があると市長が認めるものについては、この限りでない。

(申請)

第4条 被災家屋等について事業の実施を受けようとする者は、事業申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和6年9月30日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(実施の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請に係る事業を実施するときは事業実施通知書（様式第2号）により、実施しないときは事業不実施通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定による事業の実施の通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の一切の動産を搬出すること。ただし、やむを得ない事情により搬出できないと市長が認める動産については、この限りでない。
- (2) 被災家屋等に係る水道、下水道、ガス等の配管及び電気、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う各種手続きについては、被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに対象者自らがそれぞれの供給事業者との間で完了すること。
- (3) 他者の所有に係る物を一緒に廃棄しないこと。
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去をするために隣接地の立入り、掘削等が必要となる場合は、当該隣接地の所有者から同意を得ること。
- (5) 事業の実施前までに、当該近隣地の所有者等にその周知を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(申請の取下げ)

第7条 対象者は、第4条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、第5条の規定による事業の実施の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げを承認したときは、取下げ承認通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

(完了通知)

第8条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去を完了したときは、対象者に対し速やかにその旨を完了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実施の取消し等)

第9条 市長は、次の各号の要件のいずれかに該当する場合は、当該事業の実施の決定を取り消し、事業実施取消し通知書（様式第7号）により対象者に通知するものとする。

- (1) 対象者が偽りその他不正な手段により第5条の規定による事業の実施の通知を受けた場合
- (2) 対象者が第6条の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により事業の実施の決定を取り消した場合において、既に市による被災家屋等の解体及び撤去が実施されているときは、当該対象者に対し、解体及び撤去に要した費用の全額又は一部を請求するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。